

鶴見学園 重要事項説明書

令和8年度

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

1、施設運営主体

名 称	社会福祉法人 願正会 鶴見学園
所在地	大阪市鶴見区鶴見3-11-30
電話番号	06-6912-6846（代表）
代表者氏名	理事長 安間 祐啓

2、利用施設

施設の種類	保育園
施設の名称	鶴見学園
施設の所在地	大阪市鶴見区鶴見3-11-30
連 絡 先	TEL 06-6912-6847（直通） FAX 06-6912-9654
管 理 者	施設長 安間 寿子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 4人 ・ 1歳児 18人 ・ 2歳児 18人 3歳児 20人 ・ 4歳児 22人 ・ 5歳児 22人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 53人 満1歳以上満3歳未満の児童 24人 満1歳未満の児童 3人
開設年月日	昭和25年9月20日

3、施設の目的・運営方針

鶴見学園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- （2）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- （3）「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等行うよう努めます。

4、当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		499.56 m ²
園 舎	構造	鉄骨造 2 階建て
	延べ面積	492.43 m ²
園 庭		

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室又はほふく室	2 室	0・1 歳児 2 歳児
保育室（遊戯室）	3 室	3・4・5 歳児 各 1 室
調理室		
その他		沐浴設備・乳児用トイレ/手洗い 幼児用トイレ/手洗い バリアフリースイレ

5、提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 30 年 4 月施行）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特色ある保育

- ・仏教精神に基づいて基本的な礼儀や躄を丁寧に指導し、教育的な内容も取り入れた保育を行っている。
- ・音楽や英語（外国人による）は、外部より招いて指導を受けている。
- ・カルシウム補給の為「いりこ」を毎日食べる。

6、職員の職種、員数及び職務の内容

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任保育士	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児を保育する	12	7	6	
看護師	保育補助及び保健	1		1	
事務員		1		1	
調理員		2	1	1	
用務員		1		1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤 務 体 系
施設長	正規の勤務時間帯（7:30~18:30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7:30~18:30）
保育士	正規の勤務時間帯（7:30~18:30）
事務	非常勤の勤務時間帯（9:30~12:30）
看護師	非常勤の勤務時間帯 午前・午後
調理員	正規・非常勤（7:30~16:30）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7、保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜から土曜日（行事などの都合により休園になることがあります）までとします。

また、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

その他、お盆（8月13日～15日）、1月4日、新学期準備（3月31日）など家庭保育の協力をお願いすることがあります。

8、保育を提供する時間 ※ 開園時間（月）～（土）7：30～18：30※

保育を提供する時間は、次の通りとします。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7:30～18:30までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

（2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8:00～16:00までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7:30～8:00 まで又は 16:00～18:30 までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

〈延長保育について〉

	朝の延長	基本時間	夕方の延長
月～金	7:30～8:00	8:00～16:00	16:00～18:30
申請の有無	○		○

※ ○印は、延長保育申請書を提出完了後からの開始となります。

〈延長保育利用料金〉

延長時間	利用料金
7:30 ～ 8:00	日額 200 円
16:00 ～ 17:00	日額 300 円
16:00 ～ 18:30	日額 700 円

〈土曜日の保育について〉

	基本保育時間
土曜日	7:30 ～ 18:30
申請の有無	○

9、食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は、株式会社マルワが行います）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 45 分頃	15 時頃	「いりこ」 を食べる
4 歳児		12 時 00 分頃	15 時頃	
5 歳児		12 時 00 分頃	15 時頃}	

※献立表は、毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食、弁当持参

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	1	1	

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡下さい。

10、利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、【別表】に掲げる費用を負担していただきます。 お支払い方法については、別途お知らせします。

11、特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもがともに育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12、利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13、利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学した時
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

※ 小学校へ就学後、環境の大きな変化から小学校生活に対応できないという
接続期の不安を取り除くことを目的として、当保育園において、保護者の
皆様からのご相談を受付しています。また、当保育園の卒園児のみでなく
地域の皆様方のご相談も受付致します。ご相談ご希望の方は、

鶴見学園 TEL 06-6912-6846（代表）まで、お問い合わせください。

14、 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	小林医院
医院長名	小林 経宏
所在地	大阪市鶴見区鶴見 4-11-66
電話番号	06-6915-7777

(2) 歯科

医療機関の名称	辻本歯科
医院長名	辻本 泰幸
所在地	大阪市鶴見区鶴見 3-10-15
電話番号	06-6913-8182

15、 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16、 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月 1 回実施します。

17、 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 1 回、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18、要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情に係る窓口を以下の通り設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・窓口担当者 安間 寿子・高木 裕子 ・ご利用時間 9：00～17：00 ・電話番号 06－6912－6847 ・FAX 06－6912－9654 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	近藤 遼	大阪市私立保育園連盟会長 06－6761－1171

19、利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険・団体傷害保険
保険の内容	病気・怪我に対する
保険金額	一人当たり、2000 円

20、過去3年間の利用人数（令和8年4月1日基準）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和8年度	2名	10名	12名	16名	16名	15名	71名
令和7年度	1名	10名	12名	15名	17名	16名	71名
令和6年度	3名	12名	12名	14名	17名	19名	77名

21、第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成29年度	公表
自己評価の実施状況	毎年度実施	

22、個人情報の利用目的

当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通して得た個人情報を「児童福祉法」及び厚生労働省編「保育所保育指針」が示している保育園保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

監督官庁への各種届け出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。

<利用目的>

- 1、園児募集並びに入園に関する業務
- 2、保護者との連絡に関する業務
- 3、園児の保育に関する業務
- 4、園児の記録管理に関する業務
- 5、園児の健康状態把握に関する業務
- 6、卒園児の確認に関する業務

※プライバシーの尊重と保護

- ・「人に言わない・貼らない・持ち出さない」を原則とする。
- ・保育士には「守秘義務」がある。
全職員に周知、徹底します。

23、当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

24、子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

令和 8 年度【別表】

保育の提供に要する実費及び上乗せに係る利用者負担金

年齢	項目	金額
0～2 歳児	・布団レンタル ・絵本 ・その他 (行事における用品、教材費/ 園児保険/アルバム作成費)	1,600 円 500 円 1,200 円
合計		3,300 円
3～5 歳児	・給食主食費 ・副食費 ・絵本代 ・音楽指導 ・英語指導 ・その他 (行事における用品、教材費/ 園児保険/アルバム作成費)	2,000 円 5,000 円 500 円 500 円 500 円 1,300 円
合計		9,800 円
3～5 歳児	・遠足 (春・秋)	(令和 7 年度・春 実施なし) 2,700 円 (令和 7 年度・秋)
5 歳児	・お泊り保育 ・音楽フェスティバル	13,000 円 (令和 7 年度) 1,500 円 (令和 7 年度)

- ※ 0～1 歳児 ・スモック、カラー帽子、連絡帳など： 3,980 円
 ※ 1 歳児以上 ・体操服上下： 4,050 円～10,550 円
 ※ 2～5 歳児 ・スモック： 1,720 円 ・カバン：4,490 円
 ・カラー帽子、クレパス、はさみ、のりなど用品類： 9,660 円～12,520 円
 ※ 3 歳児以上 ・制服：14,500 円～19,690 円
 ※ 通園靴 (2 歳児以上)：1,530 円 上靴 (3 歳児以上)：1,230 円

- ★領収書が必要な方は、お申し出下さい
 ★遠足などの行事については、諸費収納袋の領収印での対応となります
 ★当園に籍がある場合は月額費用に関して、病気や自己都合で欠席されても納めていただきます